

平成 30 年 3 月 8 日
長崎県警察本部訓令第 4 号
最終改正 令和 8 年 9 月 3 日

長崎県警察の決裁に関する訓令
(概要)

この訓令は、長崎県警察の決裁について必要な事項を定めたものである。